

# 第123回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和7年12月2日(火曜日)

出席議員  (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	江見秀樹	教育長	大森一繁
	総務課長	笹谷一博	情報政策課長	時政典孝
	企画防災課長	大下順世	税務課長	大上崇
	住民課長	福岡真一郎	健康福祉課長	間嶋節夫
	高年介護課長	山崎二郎	農林振興課長	井土達也
	商工観光課長	諏訪弘	建設課長	平井誠悟
	上下水道課長	古市宏和	上月支所長	大上千佳
	南光支所長	豊岡敏弘	三日月支所長	稲田俊美
	会計課長	森田和樹	教育課長	三浦秀忠
	生涯学習課長	高見浩樹		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 議案第 75 号 町有財産の貸付けについて（旧中安小学校跡地）  
日程第 5. 議案第 76 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 6. 議案第 77 号 佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 7. 議案第 78 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 8. 議案第 79 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 9. 議案第 80 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第 10. 議案第 81 号 佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第 11. 議案第 82 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 12. 議案第 83 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 13. 議案第 84 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 14. 議案第 85 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 15. 議案第 86 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 16. 議案第 87 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 17. 議案第 88 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 18. 佐用町議会広報特別委員会委員の選任について  
日程第 19. 播磨高原広域事務組合議会議員の選挙について  
日程第 20. 委員会付託について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 123 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、おそろいでご参集いただき、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

早いもので、師走を迎え、今年も残すところ 1 か月を切りました。

今定例会は 10 月に実施されました町長選挙において、町民の負託を受けられた江見新町長においては、就任後、初めて臨まれる議会であります。

私たち議会としましても、町民福祉の向上と地域の持続的発展という共通の目標に向かい、これまで同様、建設的な議論を重ね、しっかりと連携してまいりたいと存じます。

今定例会においても、慎重かつ活発な審議を賜りますようお願い申し上げます。

寒さが日ごと厳しくなるようです。

また、インフルエンザの感染も増えているようでございます。皆様におかれましては、どうかご自愛の上、健康に留意され、議会運営にご協力をお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

今定例会には、町有財産貸付け、条例の制定、改正などの議案7件、令和7年度各会計補正予算案7件、特別委員会委員選任1件、選挙1件の計16件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

町長より、挨拶を受けたいと思います。

江見町長。

町長（江見秀樹君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今朝は、本当に朝霧も非常に濃くて、晩秋、もう初冬のような気候になっております。

この週末も、利神城跡のシンポジウムですとか、サンホーム三日月さんのふれあい祭り、また、清流の郷音楽祭がスピカホールで開催をされて、多彩な行事が開催をされておられましたけれども、これで秋のイベントシーズンも一段落かなというふうに思います。それぞれ運営いただいた皆様、そして、ご参加を議員の皆様もされたと思います。お礼を申し上げたいと思います。

さて、今、12月議会ですけれども、私にとって、町長としては初めての議会ということになります。今、この議会という神聖な場に立たせていただいて、合併して20年というこの節目の年にですね、庵途前町長から町政を引き継ぐことになりまして、改めて、その重責に身震いするような感じもいたします。

所信表明につきましては、来年度の当初予算を提案させていただきます3月議会にて行わせていただきますが、今議会、初日に当たり、まずは、その一端、考え方の3つの柱の部分について、少し触れさせていただきたいというふうに思います。

1つ目、3つの柱を、私まちづくりの基本に据えておりますが、1つ目は、～子ども・定住・しごと～まちを未来へつなぐための政策、つまりは人口減少の緩和策でございます。様々な指標を見る限り、当面の間は人口減少は避けることはできないというふうに思いますが、やはり急激な人口減少というのは、様々なひずみを生んでまいりますので、この人口減少を少しでも緩やかにして、軟着陸をさせていく。この取組が必要であろうというふうに考えております。

当然、行財政改革を進めて、財政状況を見ながらということにはなりますけれども、可能な限り、子育て支援策を充実させて、少子化対策に取り組むとともに、移住定住、そして現在増えている空き家、この対策。そして仕事づくり、特に、町内では人材確保に非常に苦心されている企業、事業所等もございますので、こちらとの連携も深めていきたいというふうに考えております。

2つ目は、子どもからお年寄りまで～安全・安心・地域づくり～についてであります。幾ら人口が減っても、佐用町の面積が減るわけではございません。人口が少なくなっても、そこには人々が住み、大切な暮らしがあり、町があるわけであります。消滅可能性自治体なんていうことを言われますけれども、絶対に消滅なんてしないわけであります。いつまでも安心して暮らしていけるまちにしていくために、道路・橋梁・上下水道、また、通信、こういったインフラをしっかりと維持していくとともに、防災、防犯対策や、充実した地域公共交通の取組を進めて、人口が減った上でも、安心して暮らせるまちを維持していきたいというのが2つ目であります。

3つ目は、地域の魅力・元気づくりであります。交流人口、関係人口の増加に取り組むこと、いわゆる観光産業とか、特産品産業に力を入れるということは、もちろん地域経済の振興を図るということにはほかならないわけでありますけれども、それと同時に、住民の皆さんのふるさと意識、郷土愛の醸成につながるというふうに、私は考えております。

特に、年配の皆さんからは、今の人口減少の課題を何とかしてほしいという、そういう

お声がある一方で、自分のお子さんやお孫さんには、こんな何もないところに帰ってこんでええと、そういうようなことを言われているという悲しい声をお聞きいたします。

人口減少社会の中にあっても、佐用町に住む方が、誇りを取り戻して、せめて親や祖母の方が、帰って来てくれると嬉しいなど、そういうふうに言ってもらえるような、小さくてもキラリと光るまち、これを目指したいというふうに思います。

以上、即座に取り組めるものは、来年度予算にて、ご提案をさせていただき、中には、様々な準備や調整が必要なもの、こういうものもありますが、少なくとも4年の任期中には着手をさせていただき、子供からお年寄りまでが誰もが安心して安全に暮らすことができ、また、地域の魅力と元気をつくり、そして、まちを未来へつないでいく、そんないつまでも安心して暮らせる佐用町を職員はもちろん、住民の皆さん、そして、議員の皆さんと共につくっていききたいというふうに考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

この12月議会初日におきましては、主に人事院勧告に基づく給与等の条例改正ですとか、町有財産の貸付け、そして、補正予算案などをご提案させていただいておりますので、どうぞ承認いただきますよう、お願い申し上げます、12月議会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第123回佐用町議会定例会を開会します。

初めに、大村 隼議員は、佐用町長選挙立候補に伴う公職選挙法第90条の規定により、10月21日付けをもって、失職となっておりますのでここに報告いたします。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1． 会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。9番、小林裕和議員。10番、廣利一志議員。

以上、両議員にお願いします。

---

#### 日程第2． 会期決定の件

議長（千種和英君） 　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間と決定しました。

---

### 日程第3．行政報告について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第3に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨の連絡を事前にいただいておりますので、その報告をし、日程第3を終了します。

---

議長（千種和英君）　　この際、申し上げておきますが、議案書は予定案件として事前に配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

### 日程第4．議案第75号 町有財産の貸付けについて（旧中安小学校跡地）

議長（千種和英君）　　それでは、日程第4、議案第75号、町有財産の貸付けについて（旧中安小学校跡地）を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君）　　改めまして、失礼します。  
思えば、この場に立つの私、初めてです。改めて緊張いたしますが、よろしくお願いたします。

それでは、ただ今、上程をいただきました議案第75号、町有財産の貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

学校等跡地の無償貸付期間、これは10年でございますが、この終了後の貸付けにつきましては、建物の貸付料は、維持管理を利活用者の負担で行うため、引き続き、建物については無償とし、土地の貸付料は、雇用の場の確保や地域の活性化への貢献に取り組んでいただいている事業者を支援するという趣旨で、固定資産税評価額をもとに算定した額の5割を減額した金額を貸付料としたいということは、10月の全員協議会において報告させていただいたところでございます。

このたび、旧中安小学校跡地において、令和7年12月末を持って10年の無償貸付期間が終了するに当たりまして、貸付けに向けた協議が整いましたので、議案を上程させていただいている次第でございます。

貸付け先は、引き続き医療法人社団 一葉会で、これまでの事業内容と同じくサービス付き高齢者向け住宅の用途として活用をされます。

貸付け物件の所在地は、佐用町米田102番地ほかで、土地は1,838平方メートル、建物は鉄筋コンクリート造2階建て、床面積は2,177平方メートルの校舎となっております。

貸付料につきましては、先ほどの説明のとおり、建物部分は無償といたしまして、土地については、評価額及び貸付面積等から算定した30万4,720円から5割を減額した年額

15万2,360円といたします。

貸付期間は、1年間の契約といたしますが、お互いに異議がなければ、最大で令和17年度末まで延長できるものとしております。

以上、無償及び減額により貸付けを行うものでありますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 土地に対する貸付料として、いわゆる年間貸付料、固定資産税の標準額に対して政策的配慮で減額して、半額の貸付料とするものなんですけれども、これは、学校跡地活用に限った政策的な対応なのか。

町有のものでほかにもあるかと思うんですけれども、どのような考えであるのか、ちょっと伺います。

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） ご承知いただいているとおり、この学校等跡地、学校・保育園等ですけれども、この跡地を最初に募集する際に、10年間は無償ですという形で募集をさせていただきました。

建物は、先ほど申し上げたとおり、維持管理を貸付先の方に担っていただいておりますので、引き続き、こちらが修繕等は、基本的にはいたしませんので無償ということなんですけれども、土地につきましては、全額をいきなりというのは、やはり、段階的に、やっぱりしないといけないだろうという配慮で、そのような形に、今回はさせていただいております。

今回の5割という形については、基本的には、この学校等の跡地の利活用者に向けた措置ということで、ほかの学校、それから保育園等あるかと思っておりますけれども、こちらについても同じような取扱いをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今の町長の答弁で、今回の提案と同じような形のものについて、差異がある部分なども現実にあるんでしょうか。

と言うのは、半額にするとか、そういうものになっていないような貸付けもあるのか、伺いたいと思います。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 当然、町有地の貸付けというのは、ちょっと、私、今、一覽とか、そういうものを持っているわけではないので、当然、ほかにも貸し付けているものというのは、民間の方、あるいは個人の方にもございます。

ただ、これは、それぞれの、いろんな理由があって貸付けしておりますので、これについて、一概に全て5割にしますとか、そういうことではございません。今回の5割の軽減というのは、先ほど申し上げたように、雇用の促進ですとか、学校等の跡地利活用の推進を図るために、この学校等の跡地で募集したものに限っては、この土地について5割減免を10年間は最低継続していきたいと、そういう趣旨でございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

[山本君 挙手]

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） 今の質疑に関連するいう感じで、これ直接じゃないんですけども、同じようなことで、上月に福祉センター、幕山にやまびこいうのをつくりましたね。旧上月町の時に、合併前に、あっこ、無償貸付けのままじゃないかなと思った、あれ、どうだったかな。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） すみません。お待たせしました。

ちょっと、今、その正確な数字はお持ちしておりませんが、全額無償ではなかったように記憶しておりますが、また、後ほど、ちょっと、そこは調べて回答させていただきたいと思います。

[岡本君 挙手]

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、この中安の小学校に入所されております人数は、何人ぐらい入っていらっしゃいますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

12月1日現在でございますが、入居戸数、登録室が30室あるんですけども、全て埋まっております、入居者数は定員が40名ですが、今、32名入所されておるということ  
でございます。以上でございます。

議長（千種和英君）                   ほかにございませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君）                   金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君）                   ちょっと、答えがあるかどうか分からないんですけども、雇用の場の確保ということも、この貸付けの条件の中に入っていたと思うんですけども、実際、一葉会の職員の方が、病院から契約されて行っているんだと思うんですけども、実際に、あれができたことによって、この10年間、地元の方の雇用というのは、確保という中に含まれているんじゃないかと思うんですけども、実際に、地元の方が10年間勤められたとかいう、そういう状況が分かれば、分からなければ結構ですけど、分かれば、ちょっと、簡単に教えていただきたいんですけど。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君）                   大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君）       お答えをいたします。

ちょっと、10年というのは分からないんです。今現在の状況でしたら分かりますので、述べさせていただきます。

現在、この施設におきましては、正社員の方が7人いらっしゃいまして、うち町内の方が5人。それから、パート社員の方が8人いらっしゃいまして、そのうち、全てが町内の方ということで、15人のうち13人が町内の方ということで、雇用いただいております。以上でございます。

6番（金澤孝良君）                   ありがとうございます。

議長（千種和英君）                   ほかにございませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君）                   ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第75号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君）                   挙手、全員です。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されま

した。

- 
- 日程第 5. 議案第 76 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 6. 議案第 77 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 7. 議案第 78 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 8. 議案第 79 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 5 に入ります。

日程第 5 から日程第 8 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 5、議案第 76 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 79 号、佐用町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 4 件を一括議題とします。

議案第 76 号から議案第 79 号について、当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 76 号から議案第 79 号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 76 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与が 8 月 7 日の人事院勧告に基づき改定されることに伴いまして、本町の一般職の職員の給与においてもこれに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、民間給与との格差等に基づく改定でありまして、まず 1 点目は期末・勤勉手当の引上げでございます。年間の支給月数を現在の 4.60 月から 4.65 月に 0.05 月分引き上げるものとなります。

次に、2 点目は、給料表の改定でございます。おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全職員に渡って引上げを行う内容となっております。例えば、高卒初任給の 1 級 9 号給の場合は 6.3%、月額にしますと 1 万 2,200 円の増額、そこから、段階的に年齢が上がるごとに改定率を引き下げまして、改定率は平均で約 3.3%の引き上げとなります。

会計年度任用職員につきましては、正規職員の給料表を準用しておりますので、正規職員の 1 級と同様の改定率となりまして、平均で 5.2%の引上げとなっております。

なお、これらの改正は本年 4 月 1 日まで遡及して、実施をする予定でございます。

続きまして、議案第 77 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 78 号、佐用町議会議員の議員報酬、及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げましたものと同様に、一般職の職員の給与の改定に伴い

まして、町長、副町長、教育長並びに町議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引上げる改定をさせていただくものであります。

最後に、議案第 79 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申しあげました一般職の職員の給料表の改定に伴いまして、行政職給料表のうち、再任用職員の額に合わせて規定をしております任期付職員の給料月額を見直すものとなっております。

以上、議案第 77 号から議案第 79 号につきまして、ご承認賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

失礼しました。最後、議案第 77 号からと、私、申しあげましたですかね、議案第 76 号から第 79 号ですね、にご承認賜りますよう、お願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 76 号から議案第 79 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 76 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、今現在、その職員の数の定数というのは、何人いらっしゃいます。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

定数条例上の定数は 250 ですが、今現在の職員は、今日現在で確か 232 ぐらいになっていたと思います。232 人です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 76 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 76 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 6、議案第 77 号、佐用町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 特別職の期末手当の支給月数を改正するための改正ですけれども、具体的に、今回の改正に伴って、町長、副町長、教育長は、それぞれ幾ら支給状況が上がるのか、金額で示してください。

[総務課長 挙手]

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

まず、0.05 月上げるということで、まず、町長につきましては 4 万 4,605 円。

続きまして、副町長につきましては、3 万 6,410 円。

教育長につきましては、3 万 3,715 円でございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 77 号、佐用町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正の反対討論を行います。

人事院勧告に準拠し、期末手当の支給月数を改定するものですが、地方公務員は人事院勧告で示された国家公務員に適用を準じて行うこと、これは地方公務員法に定められた均衡の原則によるものであり、法的根拠があります。

一方、町長、副町長、教育長の改定は、法的根拠があるわけではなく、一般職員の給与改定に倣って慣例で行っているだけです。

物価高騰など、また、社会不安の負担金の増額など、将来の町民不安、生活、深刻な打撃と共に不安も大きくあります。そういう中で、特別職の期末手当引上げは、理解を町民に得られません。よって、引き上げるべきではないと考えます。

引上げ、そのために、この条例改正案に反対します。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） 議案第77号、佐用町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正については、人事院の勧告に基づくものです。

人事院勧告は、公務員と民間の給料の格差を埋めようとするものですが、市町村には人事院がないため、これに準拠しての改正は妥当なものと考えます。

10月には兵庫県の最低賃金も64円引き上げられ、1,116円ということです。

仮に週40時間働いた場合、月に1万。年間で12万円程度の引上げになります。

今回、特別職は、期末手当のみ対象で、民間の賃金上昇、一般職との給与の均衡を図るということを考えれば、今回の改正は妥当だと判断して、賛成とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第77号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第78号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 今回のこの改正によって、期末手当が上がるという改正なんですけれども、これによって、上がったことにより、支給される総額と、それから幾ら上がるのか、その金額を出してください。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

まず、期末手当の、今回、12月の給与の総額ということでございますが、議長、副議長、委員長以外の方でしたら、69万円525円でございます。

それから、委員長をされている方でしたら、71万6,100円になります。

それから、副議長でしたら、74万1,675円。

議長でしたら、94万6,275円ということになります。

それで、改正することによって、幾ら上がるかということですが、委員長、副議長、議長以外でしたら、1万4,850円。委員長でしたら1万5,400円。それから、副議長でしたら1万5,950円。議長が2万350円ということになります。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

7番（児玉雅善君） ありがとうございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 議案第78号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

今回の改正は、人事院勧告に準拠した一般職の給与改定に伴い、町議会議員の期末手当の支給月数を改定するものでありますが、本来、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っているものです。国家公務員給与に関する勧告を地方公務員の給与に準拠することは、それなりの法的根拠があるものと認められます。

しかしながら、人事院勧告を特別職の公務員や議員の報酬に準拠させることについては、何らの法的根拠はありません。ただ、慣習によって続けられているだけのものです。

さらに、近隣の自治体の職員の報酬と比較しても、本町の報酬が低いとは言えず、国保や後期高齢者医療、介護保険などの負担にあえぎ、あらゆる物価の高騰に疲弊している町民の皆さんのことを考えると、人事院勧告に準拠しての条例改正はすべきじゃないことを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） 議案第78号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正は、議案第76号、第77号と同様に、議員報酬及び旅費等も人事院勧告に準拠した内容となっております。

人事院勧告は、社会的背景を踏まえながら、民間と公務員の給与格差を是正することを

目的に、毎年、実施されていますが、国や県と違い、市町村には人事院がないため、これに準拠しています。

現在の日本の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響から、徐々に回復傾向にあります。物価高騰など厳しい経済状況に直面しております。

こうした中、政府や企業は賃金引上げに向けた取組を進めており、兵庫県では、昨年、1,052円だった最低賃金も10月からは1,116円に引き上げられました。

このような状況も踏まえ、また、本町の財政状況も健全であることを鑑み、本議案に賛成といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第78号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第79号、佐用町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第79号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9．議案第80号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第9、議案第80号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 80 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、デジタル庁や総務省が中心となって、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの標準化を推進しております。

これは、地方公共団体が使用する情報システムを国が定める統一の基準や規格に準拠をさせることによりまして、人的・財政的な負担の軽減を図るとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化基盤を構築することを目的としているものでございます。

このたびの改正は、この情報システムの標準化の推進要請に基づき、印鑑の登録にかかる用語を統一するために、条文中の「廃止」を「抹消」に改めるものでございます。

ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10. 議案第 81 号 佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 10、議案第 81 号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 81 号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案のご

説明を申し上げます。

今回の制定は、こども家庭庁が、令和8年度から新たに乳児等通園支援事業、これは、通称、こども誰でも通園制度と呼ばれているものでございますが、この制度を創設することに伴いまして、佐用町で本制度を実施するため、当該事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

こども誰でも通園制度と言いますものは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とした制度でございます。

本制度は保育所・認定こども園等に通っていない、生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労状況に関わらず、月10時間以内で保育施設にて預かりを行うものでございます。家庭とは異なる経験ですとか、家族以外の人と関わる機会を設けることによりまして、子どもの育ちを応援するとともに、保護者にとっては、月に一定時間、子どもと離れ、自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながるものでございます。

本制度では、児童福祉法に基づきまして、設備や運営の基準を条例に定めなければならないとされておりますが、佐用町では、今回、上程いたしました条例におきまして、多くの自治体と同様、令和7年4月1日施行の内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が、その基準であるというふうに位置づけをさせていただいております。

この内閣府令では、根拠法令や目的、事業者、運営方法、衛生管理、食事、帳簿等のほか、保育設備基準が定められておりまして、この基準の中で、事業者が実施可能な範囲で保育を実施するものでありまして、具体的には、現在の町立の保育園で、スタッフや教室などに余裕があれば、理由の制限なく預け入れることができるようになるというものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日からといたしております。

具体的な運営方法については、新制度の開始に合わせまして、国の基準との整合を図りつつ、佐用町の実情に応じて円滑に事業を実施できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今、議題としております議案第81号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第81号については、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は、産業厚生常任委員

会に付託することに決定しました。

- 
- 日程第 11. 議案第 82 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 12. 議案第 83 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 13. 議案第 84 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 14. 議案第 85 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 15. 議案第 86 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 16. 議案第 87 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 17. 議案第 88 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 11 に入ります。

日程第 11 から日程第 17 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 11、議案第 82 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてから、日程第 17、議案第 88 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでの 7 件を一括議題とします。

議案第 82 号から議案第 88 号について、当局の説明を求めます。江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 82 号から議案第 88 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 82 号、佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 1,535 万 3,000 円を減額し、132 億 3,827 万 4,000 円に、総額を改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、分担金 60 万円の減額で、農林水産業費分担金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 223 万 1,000 円の減額で、実績見込みに基づき住宅使用料を減額いたしております。

国庫支出金につきましては、1,374 万 4,000 円の増額。うち、国庫負担金は 222 万 6,000 円の増額でございます。国庫補助金は 1,123 万 3,000 円の増額で、定額減税に関連する不足額給付事業費の増加に伴う地方創生臨時交付金などを追加計上いたしております。委託金は 28 万 5,000 円の増額でございます。

県支出金につきましては、890 万 5,000 円の増額でございます。うち、県負担金は 111 万 3,000 円の増額。県補助金は 490 万 4,000 円の増額でございます。委託金は 288 万 8,000 円の増額で、スクールアシスタントの人件費の財源といたしまして、地域人材を活用したひょうご学び支援事業委託金を追加計上させていただいております。

繰入金につきましては、5,316万1,000円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は6万5,000円の減額。基金繰入金は5,309万6,000円の減額で、Spring-8高度化事業補助金の皆減によりまして、ふるさと応援基金繰入金を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入729万円の増額で、国庫負担金の精算による過年度収入などを増額いたしております。

町債につきましては、1,070万円の増額で、各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。

議会費につきましては、188万7,000円の減額でございます。

総務費につきましては、4,036万2,000円の減額。うち、総務管理費は4,683万8,000円の減額で、Spring-8高度化事業補助金の皆減などによるものでございます。なお、本補助金は当初、令和5年度及び6年度における企業版ふるさと納税のうち、Spring-8の高度化事業に対する財源といたしまして一旦ふるさと応援基金に積み立てをしまして、令和7年度に理化学研究所へ支出をさせていただく予定でございましたが、令和9年度以降の支出に変更となったため皆減をいたしておるものでございます。

戸籍住民登録費は647万6,000円の増額で、戸籍システムの改修費用を計上いたしております。

民生費につきましては、2,161万円の増額でございます。うち、社会福祉費は1,576万円の増額で、老人保護措置費や補装具給付費などのほか、補助金の精算に伴う返還金等を増額計上いたしております。児童福祉費は585万円の増額でございまして、町外保育施設の利用増加に伴う委託料の増などによるものでございます。

衛生費につきましては、保健衛生費224万4,000円の減額で、国からの助成金終了に伴いまして、新型コロナウイルス予防接種の自己負担額を引き上げたことにより、医療機関への予防接種委託料を減額したことなどによるものでございます。

農林水産業費につきましては、311万1千円の増額。うち、農業費は252万1,000円の増額で、ため池関連の整備費用や町単独土地改良事業補助金などを追加計上いたしております。また、ひまわり祭り事業の完了に伴い、実績に応じて各費用を減額いたしております。林業費は59万円の増額でございます。

商工費につきましては、118万1,000円の減額で、観光客誘致対策事業補助金などを実績見込みにより減額するものでございます。

土木費につきましては、都市計画費9,000円の増額でございます。

教育費につきましては、561万6,000円の増額でございます。うち、教育総務費は92万円の増額。社会教育費は134万9,000円の増額で、舞台管理業務委託料などを追加計上いたしております。保健体育費は334万7,000円の増額で、体育館運営費の水道料や修繕料を追加計上いたしております。

諸支出金につきましては2万5,000円の減額で、簡易水道及び下水道事業会計への繰出金の調整によるものでございます。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正によりまして、説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

農業生産基盤整備事業、農産物処理加工施設整備事業につきましては、事業費の増額等に対応いたしまして、それぞれ限度額を引き上げております。

以上、一般会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第83号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ65万1,000円を追加いたしまして、総

額を 19 億 8,880 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1 万 6,000 円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

繰入金につきましては、37 万 4,000 円の増額。うち、他会計繰入金は一般会計繰入金を 262 万 6,000 円増額いたしております。一方、基金繰入金は財政調整基金繰入金を 225 万 2,000 円減額いたしております。

諸収入につきましては、受託事業収入 26 万 1,000 円の増額でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

総務費につきましては、4 万円の増額でございます。うち、総務管理費は 1 万 6,000 円、徴税費は 2 万 4,000 円をそれぞれ増額しております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費 26 万 1,000 円の増額で、講師謝金でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 35 万円の増額で、実績見込みによるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 84 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,266 万 7,000 円を追加いたしまして、総額を 3 億 8,874 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、1,266 万 7,000 円の増額で、保険料の増加見込によるものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1,266 万 7,000 円の増額で、実績見込によるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 85 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から 3,977 万 8,000 円を減額し、29 億 9,812 万 7,000 円に。サービス事業勘定につきましては、8 万 2,000 円を減額し、405 万 7,000 円に、それぞれ改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から、説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、1,215 万 3,000 円の減額。うち、国庫負担金は 800 万円の減額で、保険給付費の減額によるものでございます。国庫補助金は 415 万 3,000 円の減額で、主に調整交付金の実績見込みによるものでございます。

支払基金交付金につきましては、1,080 万円の減額。

県支出金につきましては、県負担金 500 万円の減額で、いずれも保険給付費の減額によるものでございます。

繰入金につきましては、1,182 万 5,000 円の減額。うち、一般会計繰入金は 477 万 8,000 円の減額。基金繰入金は 704 万 7,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

総務費につきましては、総務管理費 22 万 2,000 円の増額で、介護システムの標準化に伴う帳票の印刷費でございます。

保険給付費につきましては、4,000 万円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費

は4,542万8,000円の減額。高額介護サービス等費は542万8,000円の増額で、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

続いて、サービス事業勘定について、説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

サービス収入につきましては、8万2,000円の減額でございます。うち、予防給付費収入は56万6,000円の増額。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は64万8千円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

サービス事業費につきましては、1万7,000円の減額でございます。うち、居宅サービス事業費は1万3,000円の増額。介護予防・日常生活支援総合事業費は3万円の減額でございます。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金を6万5,000円減額いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第86号、令和7年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万9,000円を追加し、1億3,556万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を9万9,000円増額いたしております。

次に、歳出について説明いたします。

笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費9万9,000円の増額で、賄材料費やインターネット回線工事に伴う工事費などを追加計上いたしております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入をご説明申し上げます。

第2条第1款、簡易水道事業収益の第1項、営業収益は5万3,000円の減額で、消火栓減価償却費負担金の減額でございます。第2項、営業外収益は158万4,000円の増額で、長期前受金戻入の増額でございます。

次に、収益的支出を説明いたします。

第2条第2款、簡易水道事業費用の第1項、営業費用は1,184万6,000円の増額で、主に有形固定資産減価償却費の増額及び測量調査設計委託料の減額でございます。

以上、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第3号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号、佐用町下水道事業会計補正予算案（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入を、ご説明申し上げます。

第2条第1款、下水道事業収益の第1項、営業収益は2万3,000円の減額で、雨水処理負担金の減額でございます。第2項、営業外収益は9,889万1,000円の減額で、資本的収入の他会計出資金への振替による減額及び長期前受金戻入の増額でございます。

次に、収益的支出をご説明申し上げます。

第2款第1項、営業費用は、6,578万5,000円の増額で、減価償却費及び浄化槽委託料などの増額でございます。

次に、資本的収入を説明いたします。

第3条第3款、資本的収入の第1項、企業債は5,670万円の減額で、主に社会資本整備

総合交付金交付決定額に基づく減額でございます。第3項、他会計出資金は2億8,541万3,000円の増額で、主に収益的収入及び資本的収入の他会計補助金からの振替による増額でございます。第9項、他会計補助金は1億2,489万9,000円の減額で、他会計出資金への振替による減額でございます。第13項、国庫補助金は5,400万円の減額で、主に社会資本整備総合交付金交付決定額に基づく減額でございます。

次に、資本的支出をご説明申し上げます。

第4款、資本的支出の第1項、建設改良費は9,700万円の減額で、主に社会資本整備総合交付金交付決定額に基づく委託料及び工事請負費の減額でございます。第9項、投資有価証券購入費は1億円の減額で、資金繰りのため有価証券購入を控えたための減額でございます。

次に、第4条の他会計からの補助金を、ご説明申し上げます。

8億3,249万9,000円を5億7,208万円に改めるものでございます。

次に、第5条の利益剰余金の処分を説明いたします。

2億8,855万円を2億417万円に改めるものでございます。

以上、佐用町下水道事業会計補正予算案（第2号）の提案説明とさせていただきます。

議案第82号から議案第88号までの補正予算につきまして、ご審議をいただいた上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（千種和英君） 　　ただ今、議題にしています議案第82号から議案第88号までについては、12月16日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

---

#### 日程第18. 佐用町議会広報特別委員会委員の選任について

議長（千種和英君） 　　続いて、日程第18、佐用町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

広報特別委員会委員の選任については、申し合わせにより、各常任委員会から副議長及び常任委員会副委員長を含む3名を選出し、議長が会議に諮って指名することとしています。

現在、定数6名のところ、1名の欠員状態となっておりますので、新たに委員1名選任することとなります。

人選については、既に総務常任委員会において、岡本義次議員を選出しておりますので、議長の私より、岡本義次議員を広報特別委員会委員に指名することといたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

ここで暫時、休憩を取ります。広報特別委員会の委員の皆さんは、委員会構成の調整の

ため、議員控室へ移動をお願いします。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 39 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

先程、広報特別委員会の委員間で互選が行われ、新たな副委員長に、大内将広議員が選任されましたので、ここに報告します。

---

#### 日程第 19. 播磨高原広域事務組合議会議員の選挙について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 19、播磨高原広域事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

選挙については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

続いて、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、私より指名します。

播磨高原広域事務組合議会議員に、大内将広議員を指名します。

お諮りします。ただ今、議長において指名した大内議員を播磨高原広域事務組合議会議員選挙の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、大内将広議員に当選の告知をします。

よって、大内将広議員が播磨高原広域事務組合議会議員に選出されました。

---

#### 日程第 20. 委員会付託について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 20、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時42分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

---

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため、明日12月3日から8日まで、本会議を休会したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

次の本会議は、12月9日、火曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会とします。御苦労さまでした。

午前10時43分 散会

---